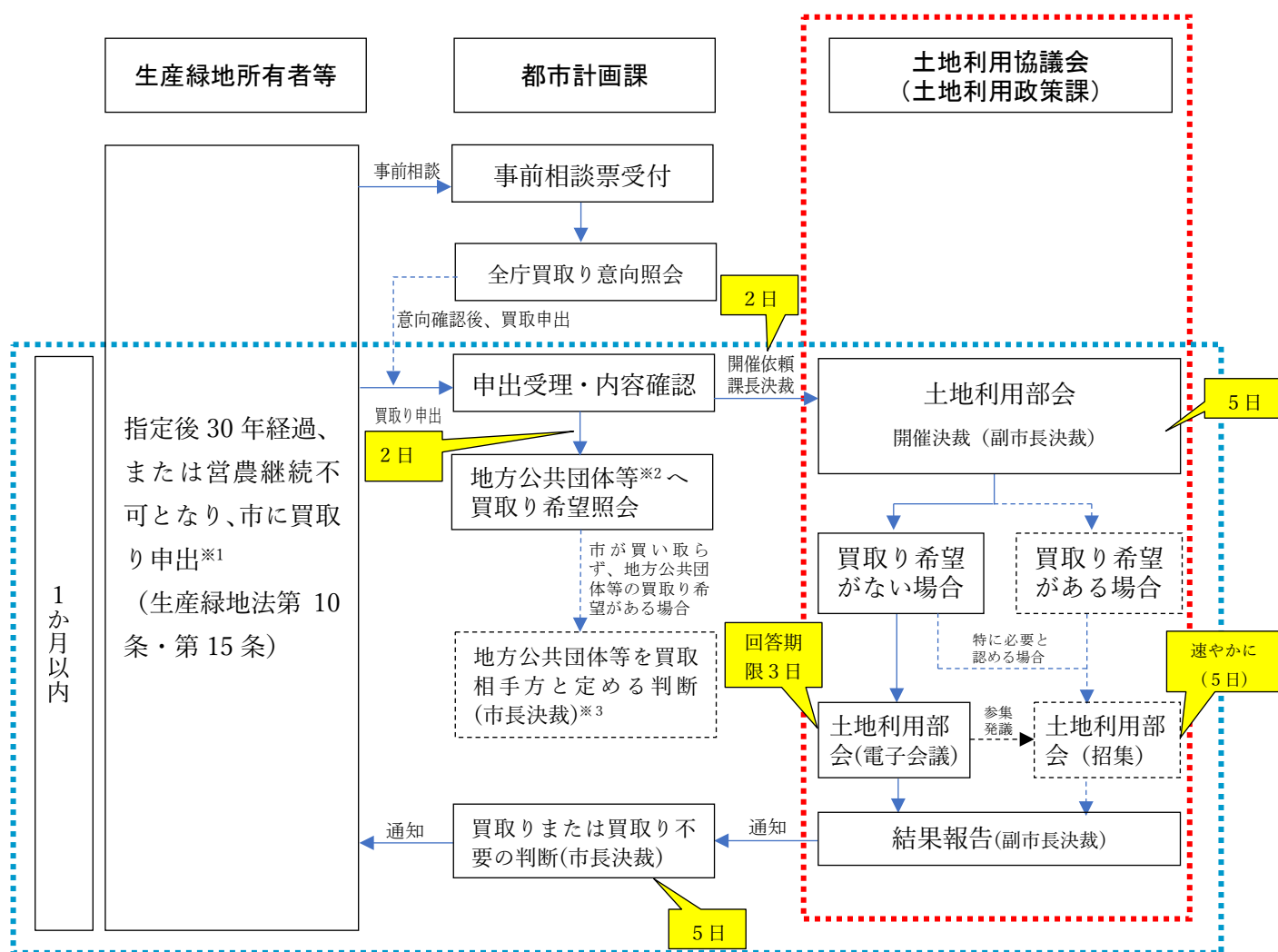


生産緑地地区の買取り申出対応フロー

令和元年 12 月 4 日

【凡例】

- : 土地利用政策課所管の事務
- : 生産緑地法に基づき買取り申出後、1月以内で行う都市計画課所管の事務



- ※1 買取り申出の日から起算して 1 月以内を買取る又は買い取らない旨を通知しなければならない。3 月以内に所有権の移転が行われない場合は行為制限解除(生産緑地法第 12 条第 1 項、第 14 条)
- ※2 地方公共団体等：土地開発公社・住宅供給公社・都市再生機構等 (生産緑地法第 2 条第 4 号)
- ※3 地方公共団体等が買取る場合、買取る旨の通知は地方公共団体等から所有者へ行う。(生産緑地法第 12 条第 2 項)